

Q6-14.出張時の日当に対する課税について教えてください。

出張時の日当に関する課税は以下のとおりです。

出張先	損金算入限度額
台湾内出張の日当(食費、雑費)	董事長、総経理、経理人、工場長については、1日 NT\$700、その他の職員については、1日 NT\$600 までは日当として証憑類がなくても損金算入可能
台湾外出張の日当(宿泊費、食費、雑費)	公務員の台湾外出張に関する旅費規定の出張先別の日当金額(たとえば、東京はUS\$316、大阪はUS\$297)を上限として損金算入可能。ただし、宿泊費は実費での損金算入も認められ、宿泊費が実費精算の場合、日当は上記標準額の50%が損金算入可能

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。